

長浜市人事行政の運営等の状況の公表について

長浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成23年9月30日

長浜市長 藤井 勇治

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1)採用と退職の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(単位:人)

職種区分	採用者数			退職者数		
	男	女	計	男	女	計
一般行政	10	3	13	26	8	34
保育士	0	7	7	0	9	9
幼稚園教諭	1	5	6	0	10	10
その他教育職 (県派遣教員)	7	1	8	9	1	10
医師	26	2	28	19	3	22
薬剤師	0	2	2	1	2	3
理学療法士	2	1	3	0	0	0
臨床検査技師	0	0	0	2	0	2
歯科衛生士	0	1	1	0	0	0
看護師	7	49	56	4	38	42
介護士	0	0	0	0	2	2
校務員	0	0	0	0	1	1
計	53	71	124	61	74	135

(2)競争試験および選考の状況

①競争試験の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(単位:人)

試験区分	受験者数			合格者数			合格率
	男	女	計	男	女	計	
一般事務	131	41	172	5	3	8	4.7%
保育士職・幼稚園教諭職	11	54	65	0	12	12	18.5%
薬剤師	1	1	2	1	1	2	100.0%
理学療法士	2	0	2	2	0	2	100.0%
臨床心理士	1	1	2	1	0	1	50.0%
社会福祉士	8	13	21	3	3	6	28.6%
言語聴覚士	2	2	4	1	1	2	50.0%
視能訓練士	1	0	1	0	0	0	0.0%
看護師	16	57	73	12	54	66	90.4%
合計	173	169	342	25	74	99	28.9%

②選考の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(単位:人)

職 種 区 分	採 用 者 数		
	男	女	計
医師	14	1	15

(3) 退職事由別退職者の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(単位:人)

定年	希望	死亡	懲戒免職	分限免職	普通	その他※	計
5	46	1	2	0	69	12	135

※県からの派遣職員・教員の帰任

(4) 職員数の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:人)

	定数	現員数	定数除外職員			差 引 定 数 内 職 員
			育児休業 職 員	派遣	休職者	
市長事務部局	910	899	25	24	3	847
議会事務局	7	7	0	0	0	7
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	4	3	0	0	0	3
教育委員会事務局等	250	228	7	0	0	221
農業委員会事務局	5	5	0	0	0	5
病院事業	900	823	26	0	0	797
水道事業	4	4	0	0	0	4
計	2,080	1,969	58	24	3	1,884

教育長を除いています。

(5) 部門別職員数の増減(各年4月1日現在)

(単位:人)

部 門		平成22年	平成23年	増減
一般行政部門	議会	6	6	0
	総務	203	197	-6
	税務	42	41	-1
	民生	269	249	-20
	衛生	62	62	0
	労働	1	1	0
	農林水産	50	49	-1
	商工	31	33	2
	土木	86	89	3
	小計	750	727	-23
部行特 門政別	教育	255	254	-1
公営企業等 会計部門	病院・診療所	819	845	26
	水道	15	13	-2
	下水道	35	36	1
	国民健康・介護	90	94	4
	小計	959	988	29
合計		1,964	1,969	5

教育長を除いています。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況(市役所)

1週間の 勤務時間	1日の 勤務時間	8:30～12:00	12:00～13:00	13:00～17:15
38時間45分	7時間45分	勤務時間	休憩時間 (1時間)	勤務時間

※平成23年4月から変更となりました。

(2)一般職員の年次有給休暇の取得状況(平成22年分)

平均取得日数	4.8日	消化率	12.0%
--------	------	-----	-------

(3)休暇制度等の状況

年次有給休暇	1年につき20日		
病気休暇	必要期間(90日以内)		
特別休暇	選挙権等行使(必要期間) 子の看護(最大10日以内) 裁判員、証人等による出頭(必要期間) 忌引(1日～10日) 骨髄提供(必要期間) 父母追悼行事(1日以内) ボランティア(5日以内) 夏季(3日以内) 結婚(7日以内) 災害・事故(必要期間) 産前(出産日までの8週間以内) 生理(2日以内) 産後(出産日の翌日から8週間以内) 妊娠中通勤緩和(1日、1時間を超えない範囲) 育児時間(1日2回各30分以内) 妊娠中等保健指導・健康診査(必要期間) 妻の出産(3日以内) 妊娠障害(7日以内) 妻が出産する場合の子の養育(5日以内) 短期介護休暇(最大10日以内)		

介護休暇	連続する6ヵ月以内(無給)
組合休暇	1年につき20日以内(無給)
育児休業	子が3歳になる日までの期間(無給)

(4)育児休業の取得状況(平成22年度) (単位:人)

区分	育児休業取得状況			平成22年度中に新たに育児休業が取得可能となった 職員の育児休業取得状況			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者	育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者
男性	1	0	0	32	0	0	0
女性	112	0	1	44	44	0	0
合計	113	0	1	76	44	0	0

3 職員の給与の状況

(1)決算に占める人件費の状況(普通会計)

区 分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A) %	(参考) 21年度の人件費率 %
平成22年度	平成23年3月31日 125,418人	千円 65,076,523	千円 8,310,440	% 12.8	% 17.0

人件費には、市長、副市長、教育長、議員、各種委員などの特別職に支給される報酬、共済費を含みます。
普通会計とは、市全体の会計から病院や下水道事業会計などを除いたもので、総務省が定める会計区分です。

(2)職員給与費の内訳

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 985	千円 3,645,245	千円 908,167	千円 1,325,778	千円 5,879,190	千円 5,969

給与費は普通会計(一般会計)の当初予算に計上された額(退職手当除く)で、市長、副市長、教育長、議員、各種委員の報酬などは含みません。

(3)職員の平均給料月額および平均年齢の状況

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
長浜市 (H23.4.1)	323,446 円	42歳3月	260,682 円	49歳8月
国 (H22.4.1)	325,579 円	41歳9月	284,514 円	49歳3月

(4)職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		長浜市		国	
		初任給	採用2年後の 給料額	初任給	採用2年後の 給料額
一般行政職	上級	178,800円	190,300円	I 種 181,200円 II 種 172,200円	I 種 196,400円 II 種 184,200円
	初級	144,500円	154,400円	140,100円	148,500円

(5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	円 248,595	円 298,756	円 348,917
	高校卒	円 -	円 261,050	円 295,550

経験年数区分に対象職員がない等で平均値がでない場合は省略しています。

(6)一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査	主幹	副参事	課長	部長	
職員数(人)	24	34	244	161	90	93	33	679
構成比(%)	3.5	5.0	35.9	23.7	13.3	13.7	4.9	100

長浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とはそれぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7)職員手当の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	内 容		備 考
期末手当 勤勉手当	(支給割合)	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分
	計	2.60月分	1.35月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
			国の制度と同じ

地域手当	給料と扶養手当の合計額に支給率を乗じたもの	支給対象地域	平成18年4月1日現在の長浜市の区域
		支給率	1%
		支給対象職員数	支給対象地域に勤務する職員
		国の制度(支給率) ※	3%

※ 国の制度では、地域ごとに0～18%の範囲で支給率を定めています。

特殊勤務手当 (平成22年度普通会計)	職員全体に占める手当支給職員の割合		5.3%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		28,642円
	手 当 の 種 類 (手 当 数)		16
	代 表 的 な 手 当 の 名 称	支給額の多い手当	福祉業務従事手当、工事現場監督等従事手当
		多くの職員に支給されている手当	工事現場監督等従事手当、市税等事務従事手当

時間外勤務手当 (平成22年度普通会計)	平成22年度	支 給 総 額	276,920千円
		職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額	369千円
	平成21年度	支 給 総 額	267,019千円
		職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額	356千円

(平成23年4月1日現在)

管理職手当	部長級	59,850円 ～ 67,860円
	課長級	40,680円 ～ 48,060円
	副参事級	34,110円 ～ 40,680円

平成21年4月から10%減額しています。

(平成23年4月1日現在)

区 分	内 容	備 考
扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目	11,000円
	その他の扶養親族1人につき	6,500円
	16歳から22歳までの子についての加算	5,000円
住居手当	借家(最高限度額)	27,000円
通勤手当	交通機関利用者 55,000円以下の場合、全額を支給	国の制度と同じ
	自動車等利用者 通勤距離に応じて2,000円～24,500円支給(2km未満は支給なし)	

(8)特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	給料月額等	期末手当
給 料	市 長	(支給割合) 6月期 1.225月分 12月期 1.375月分 計 2.60月分
	副市長	
	教育長	
報 酬	議 長	
	副議長	
	議 員	
	805,600円	
	690,650円	
	641,250円	
	445,000円	
	387,000円	
	356,000円	

市長・副市長・教育長は、平成21年4月から5%減額しています。

4 職員の分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(平成22年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由	処分の種類				
	降給	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合		0	0		0
心身の故障の場合		0	0	19	19
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				2	2
条例で定める事由による場合	0			2	2
合 計	0	0	0	23	23

(2)懲戒処分者数(平成22年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由	処分の種類				
	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用関係(給与不正領得、受験採用虚偽行為等)	0	0	0	0	0
一般服務関係(職務専念義務違反、職務命令違反等)	0	0	2	0	2
一般非行関係(傷害等刑法違反等)	0	0	0	0	0
収賄等関係(収賄、横領等)	0	0	0	2	2
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	3	0	0	3
合 計	0	3	2	2	7

5 職員のサービスの状況

平成22年度の状況

(単位:人)

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	4
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治行為の制限	職員は政治活動等をしてはならない。	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない。	0
営利企業等従事制限	自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(平成22年度)

職員の専門的な知識・技能のさらなる向上を図るとともに、高い倫理感や多様な行政環境の変化に的確かつ柔軟に対応できる職員を養成するため、研修のより一層の強化に取り組んでいます。

研修区分	受講者数等	研修内容
部課長研修	74 人	メンタルラインケア
目標管理研修	145 人	
新規採用職員研修	26 人	地方自治法、接遇 等
新規採用職員研修(通信教育)	23 人	地方行政制度、法制執務 等
新規採用予定者研修	20 人	ビジネスマナー、公務員倫理 等
法制執務、政策法務研修	28 人	
ワークライフバランス研修	117 人	
コンプライアンス研修	1030 人	
セクシュアル・ハラスメント研修	100 人	
「若手戦略グループ」 「若鮎塾」	16 人 18 人	
滋賀県市町村職員研修センター派遣研修	164 人	
滋賀県建設技術センター派遣研修	17 人	
日本経営協会派遣研修	12 人	
全国市町村国際文化研修所派遣研修	1 人	
滋賀大学「学び直し塾」派遣研修	2 人	
その他、各種研修実施専門機関への派遣研修	110 人	

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績については、課長級職員は部長級職員が、副参事級以下の職員は課長級職員が評定を行っています。その結果は適材適所を考慮した上で人事異動(昇格等)に反映しています。

・主な評定項目

知識・技術、理解・判断、職務遂行、改革・改善、自己啓発、住民本位の視点、コミュニケーション、規律・職場マナー等

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(平成22年度)

職員の健康保持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

(単位:人)

区 分	受診者	区 分	受診者
定期健康診断	2,993	電離放射線検診	299
特殊健康診断	4	インフルエンザワクチン接種	1149
大腸検診	749	感染症(B型C型肝炎)検査	792
胃検診	756	特定業務従事者健康診断	349
子宮頸がん検診	303	エチレンオキシド健康診断	48
乳がん検診	159	風疹抗体検査	22
VDT健康診断	7	麻疹抗体検査	24
B型肝炎予防接種	39	ムンプス抗体検査	202
破傷風予防接種	22	水痘抗体検査	202

(2) 公務災害の状況(平成22年度)

災害発生件数	67件
--------	-----

(3) 職員互助会の状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、長浜市職員互助会を設置しています。会員相互の厚生福利や親睦、心身の鍛練、研修を図ることを目的に事業を行っています。この互助会は、職員の会費などで運営されています。(※平成19年度から、市から互助会への補助金は廃止されています。)

会員数	1,328人(H23.4.1現在)
平成23年度予算額	3,000万円
会費	月額給料×4/1000
主な事業	文化・スポーツ部活動助成事業、研修助成事業、芸術鑑賞助成事業、各種祝金・弔慰金給付事業等

8 公平委員会業務の状況

平成22年度における業務の状況

勤務条件に関する措置の要求件数	0件
不利益処分に関する不服申立て件数	0件